

学校・幼稚園公式ツイッター運用ポリシー

平成24年2月29日

教育推進部庶務課

1 目的

本ポリシーは、ソーシャルメディア活用ガイドラインに基づき、区立幼稚園、区立小学校及び区立中学校（以下、「学校等」という。）が取得した公式ツイッターアカウント（以下、「学校・幼稚園アカウント」という。）の運用に関する事項を定めることを目的とする。

2 基本ポリシー

学校・幼稚園アカウントは、保護者への情報提供をはじめ、学校等の PR、行事等で広く地域住民に情報を発信する場合や災害発生時の緊急情報等を発信することを通じ、学校等の状況や、幼児・児童・生徒の安全確保に関する取組について理解を深めていただくとともに、利用者の利便性を高めることをポリシーとする。

3 用語の定義

この運用ポリシーにおいて、次に掲げる用語の定義は、次のとおり定めるところによる。

- (1) ツイッター インターネットを利用して 140 字以内の短い文章を、不特定多数に公開できる手段をいう。
- (2) 公式ツイッター 文京区が設置・運用するユーザー名から発信するツイッターをいう。
- (3) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) ツイート ツイッターに投稿する文章のことをいう。
- (5) フォロー 他のユーザーのツイートを常に自分が受信できるようにアカウントを登録することをいう。
- (6) リプライ ツイッターを使っているユーザーからのツイートに返信することをいう。
- (7) リツイート ツイッターを使っているユーザーが投稿した文章を引用して発信することをいう。

4 運用方法

学校・幼稚園アカウントは、各学校等が管理し、以下のとおり運用することとする。

(1) 発信する情報

①学校・幼稚園アカウントでは次の情報を発信しなければならない。

ア 災害発生及び不審者情報等で、子どもたちの生命に関する重要な情報として、学校・幼稚園情報配信システム（本システムを導入していない校園については、それに代わるメール配信システム等の緊急連絡網）を用いて発信する情報

②学校・幼稚園アカウントでは次の情報を発信できることとする。

ア 保護者や広く地域住民等に周知する必要のある学校等の情報

イ 災害発生に伴う学校等の運営・子どもたちの状況・施設被災状況などに関する情報

ウ その他学校等に関連する区民のニーズの高い情報や周知する必要性が高い情報

(2) 発信する上での留意点

学校・幼稚園アカウントで情報を発信することについては、次の点に留意することとする。

ア 誤解を与えない、わかりやすく簡潔な情報発信に努めること。

イ 信頼性が確保できない情報や、重要施策の意思形成過程の情報を発信しないこと。

(3) 発信手順

学校・幼稚園アカウントでツイートする手順は、以下のとおりとする。

ア 各校園長は、文章の内容を確認した上、学校・幼稚園アカウントでツイートする。

イ ツイート後、各校園長は事務用パソコン等でツイート内容を確認する。修正や追加内容がある場合は、即時に修正する。

(4) 意思決定

情報発信については、原則として各校園長の決裁を必要とする。ただし、次に掲げるものはツイッターの特性や情報発信の即時性を考慮し、副校長又は副園長（副園長が未設置園は主任）と協議して情報発信できるものとする。

ア 既に学校・幼稚園アカウントで周知されている事項について、再度発信する場合

イ 行事等の状況・結果等について情報発信する場合

ウ その他緊急に周知を図る必要のある情報で、時間的余裕がない場合

(5) 他アカウントのフォロー等

学校・幼稚園アカウントでは情報発信のみを行うものとし、他アカウントのフォローやリプライは原則として行わないものとする。

ただし、政府機関、地方公共団体等の発信する関連情報については、区民のニーズに応え、それらの対応に資する観点から、必要に応じてリツイートを行う。

(6) 成りすまし等への対応

広報課は、学校・幼稚園アカウントが学校・幼稚園公式アカウントであることを区公式ホームページに、また学校等は、学校等の公式ホームページに掲載し、成りすましでないことを証明する。

また、成りすましを発見した場合は、区公式ホームページ及び学校等の公式ホームページにおいて情報を発信し、成りすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

5 運用ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は区公式ホームページに掲載し、周知する。また、本ポリシーは必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更した旨を学校・幼稚園アカウントを通じて周知する。